

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項に基づく
保全事業の実施に係る
国指定鳥獣保護区の保護に関する指針の変更について

・ユルリ・モユルリ鳥獣保護区

保全事業について

1. 保全事業の概要

○鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして鳥獣の生息環境の改善を図る必要があると認めるとき行うもの。

■鳥獣保護法(抜粋)

第二十八条の二 国又は都道府県は、鳥獣保護区における鳥獣の生息の状況に照らして必要があると認めるときは、国にあつては前条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)において、都道府県にあつては同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。)において、保全事業(鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置その他の事業であつて環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)を行うものとする。

○保全事業の具体的内容としては、営巣地における土砂流入防止のための工作物や鳥獣の生息地における植生破壊等を行う動物の侵入を防ぐための垣、柵等、鳥獣の繁殖施設、採餌施設、休息施設の設置等がある。


■鳥獣保護法施行規則(抜粋)

第三十三条の二 法第二十八条の二第一項の環境省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 鳥獣の繁殖施設の設置
- 二 鳥獣の採餌施設の設置
- 三 鳥獣の休息施設の設置
- 四 湖沼等の水質を改善するための施設の設置
- 五 鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置
- 六 鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物の捕獲等

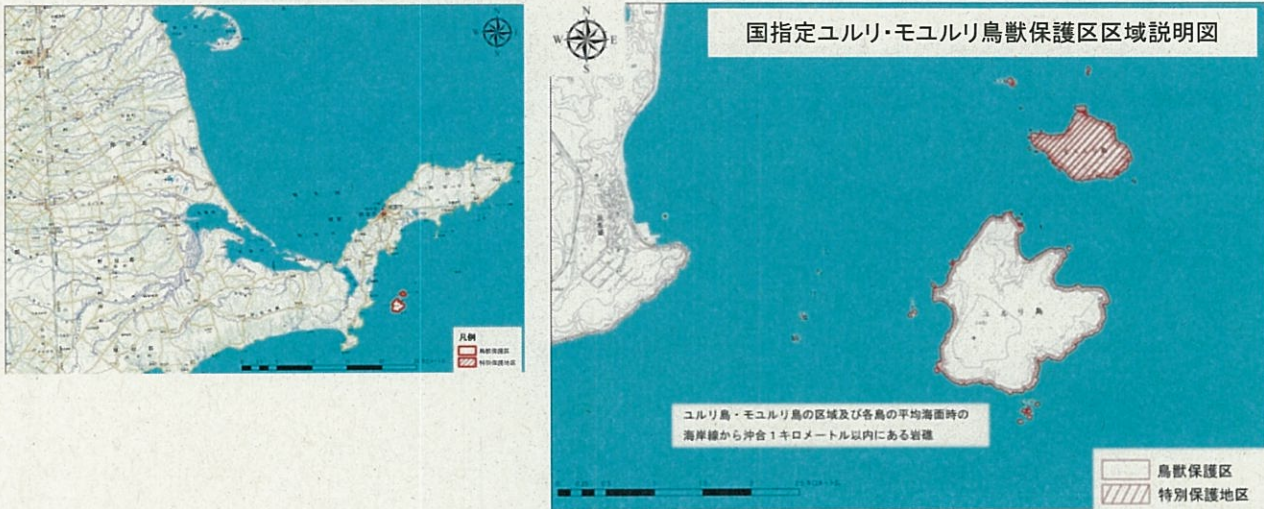
2. 保護に関する指針

○保全事業を行うにあたっては、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定めるものとする。なお、国指定鳥獣保護区指定等実務要領において、この指針を官報で告示し、中央環境審議会へは報告を行うこととされている。

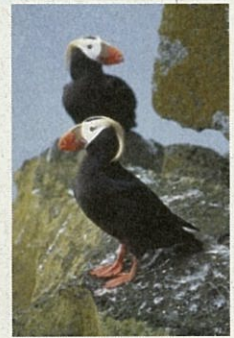
 **今回該当の鳥獣保護区等の保護に関する指針の変更については、平成26年3月31日付官報にて告示を実施済み。
平成26年度より具体的な事業を実施中。**

国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区における保全事業について

国内で唯一残されたエトピリカ(国内希少野生動植物種)の繁殖地である国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区は、ドブネズミの侵入により、植生破壊や営巣斜面の崩落、捕食による生息環境の悪化が深刻化していることから、保全事業による島嶼生態系の回復を行う。



- 両島合わせて推定3万頭が生息。植生破壊や土砂流出など、島嶼生態系全体及び周辺海域に悪影響(地元漁協からも改善の要望)
- 捕獲したドブネズミの胃内容8割以上から鳥の羽毛が見つかり、海鳥がほとんど繁殖できない状態
- エトピリカ(国内希少野生動植物種)の国内唯一の繁殖地が消滅の危機(50年ほど前は道東太平洋海域だけで少なくとも数百~数千つがいはいたと推定、現在わずか10つがい前後まで激減)



エトピリカ
(国内希少野生動植物種)

■ユルリ・モユルリ島両島において、殺鼠剤散布によるドブネズミ駆除を実施し、駆除の効果検証及びモニタリングを行う。

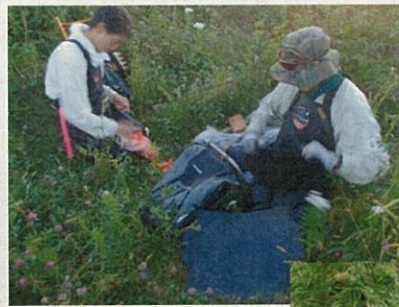
■今後、繁殖施設(デコイ等)の設置による希少海鳥類の生息状況の回復を図る。



上:殺鼠剤散布中



下:殺鼠剤を散布用タンクに充填



上:ドブネズミ生息状況確認の為にトラップを設置



下:設置したトラップの確認を実施

